

北海道特定不妊治療費助成事業実施要綱

第1 目 的

国内における不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）については、1回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから、十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ない方も少なくない状況にある。このため、特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

第2 実施主体

実施主体は北海道とする。

第3 対象となる治療等

特定不妊治療（医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合についても、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除き、助成の対象とする。）具体的には、別添図のAからFのいずれかにあてはまるものを助成対象とする。G及びHについては助成の対象としない。

なお、次に掲げる治療法は助成の対象から除く。

- 1 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療
- 2 代理母（妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）
- 3 借り腹（夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）

第4 対象者等

治療費助成事業の対象となる者は、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断され、実際に特定不妊治療を受けた治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦のうち、次の全ての要件に該当する者（以下「対象者」という。）とする。

ただし、同一の治療に関して他都府県、政令市及び中核市から同等の給付を受けた者又は受ける見込みの者は除く。

- 1 夫婦のいずれかが道内に住所を有する者。（札幌市、旭川市及び函館市を除く。）
- 2 法律上の婚姻をしていること。
- 3 夫及び妻の前年の所得（1月から5月までの間に申請があった場合については、前々年の所得）の合計額が730万円未満であること。

なお、所得の範囲及び所得の額の計算方法については、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条及び第3条を準用する。

- 4 知事が指定する医療機関において治療を受けた者。ただし、やむを得ない事情等で、道外の医療機関において特定不妊治療を行なった場合については、次のとおりとする。

- (1) 道外の都府県等において、道と同様の事業を実施し、指定医療機関を定めている場合にあっては、その指定医療機関を、知事が定めた指定医療機関と見なす。
- (2) 道外の都府県等において、道と同様の事業を実施しておらず、指定医療機関がない場合にあっては、日本産科婦人科学会の会告等に定める要件を満たし、学会の諸登録施設であれば、知事が定めた指定医療機関と見なす。

第5 助成の額及び期間

- (1) 特定不妊治療に要した費用に対して、1回の治療につき15万円（ただし、別添図のC及びFの治療については、7万5千円）まで助成する。

通算助成回数は、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは6回（40歳以上であるときは通算3回）までとする。

（ただし、平成25年度以前から本事業による特定不妊の助成を受けている夫婦で、平成27年度までに通算5年間助成を受けている場合には、助成しない。）

「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精1回に至る治療の過程をさす。また、以前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とみなす。

具体的には、別添図のAないしFのいずれかにあてはまるものとする。G及びHは助成の対象としない。

なお、保険診療と保険外診療を組み合わせて行う混合診療を認めるものではなく、保険外診療である特定不妊治療を受けた場合の自己負担の一部を助成するものとする。

- (2) (1)のうち初回の治療に限り30万円まで助成する。（ただし、別添6のC及びFの治療を除く）
- (3) 特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（以下「男性不妊治療」という。）を行った場合は、(1)及び(2)のほか、1回の治療につき15万円まで助成する。（ただし、別添6のCの治療を除く）
- (4) 特定不妊治療費助成事業による助成（他の都府県・政令市・中核市による同等の給付を含む。）を受けて子どもをもうけた夫婦が、第2子以降の特定不妊治療を行う場合にあっては、(1)の通算助成回数の規定にかかわらず、第2子以降の治療の対象となる子ども毎に初めて特定不妊治療の助成を受ける際の治療期間の初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは通算6回（40歳以上であるときは通算3回）まで助成する。
- (5) (4)における助成金交付額は、特定不妊治療に要した費用に対して、1回の治療につき15万円（ただし、別添図に定めるC及びFの治療については、7万5千円）までとする。

男性不妊治療を行った場合は、上記のほか1回の治療につき15万円まで助成する。（ただし、別添図のCの治療を除く。）

第6 助成の申請

- 1 助成を受けようとする者は、治療が終了した日の属する年度内に、原則として1回の治療の終了毎にその治療が終了した日の翌日から60日以内に居住地を所管する総合振興局長又は振興局長に対し、特定不妊治療費助成事業申請書（保福第219号様

式)に次の書類を添付して申請を行うものとする。

なお、同一年度内において、2回目以降の助成を受けようとする者は、次の(2)、(3)、(4)及び(6)の添付書類については、前回の申請時に提出したものと同一場合は、添付を省略することができる。

- (1) 特定不妊治療費助成事業受診等証明書(保福第220号様式)
- (2) 住民票謄本(記載事項(個人番号を除く。)の省略していないもの(発行日から3ヶ月以内のもの))
- (3) 戸籍謄本(発行日から3ヶ月以内のもの)
- (4) 夫及び妻の所得額を証明する書類(市町村長が発行した所得証明書、課税証明書、非課税通知書、住民税額決定通知書のうち、所得額及び控除額がわかるもの)
- (5) 治療及び調剤に係る領収書(指定医療機関で指示された他の医療機関の検査等に係る領収書を含む。)
- (6) その他対象者等の確認に必要な書類

2 必要な書類の準備に時間を要するなど、特別な事情により年度内に申請できなかった場合においては、翌年度の5月末日までに申請できるものとする。5月末日までに申請できなかった場合においては、申請できなかった理由等を書類により確認し、正当かつ合理的な理由によると認められる場合は申請できるものとする。

第7 助成の決定

- 1 当該年度分の助成か否かについては、申請が行われた日を基準とする。
- 2 総合振興局長又は振興局長は、申請受理後、速やかに審査を行い、助成が適切と認めるときは、指令文(別記様式1)により助成の決定と金額について申請者に通知することとする。
また、審査の結果、助成が不適切と認めるときは、不交付決定通知書(別記様式2)をもって申請者に通知することとする。

第8 治療の内容・結果及び妊娠の経過についての把握

助成を受けようとする者に対し、次の調査項目について、公益社団法人日本産科婦人科学会で集計し、厚生労働省へ報告することを予め説明する。

- 1 治療から妊娠まで
 - (1) 患者(女性)の年齢
 - (2) 不妊の原因
 - (3) 治療の内容、妊娠の有無
- 2 妊娠から出産まで
 - (1) 妊娠・出産の状況
 - (2) 生まれた子の状況

第9 総合振興局長又は振興局長の責務

- 1 総合振興局長又は振興局長は、助成の状況を明確にするため、台帳(別記様式3)を備え付け、助成の状況を把握しなければならない。
- 2 総合振興局長又は振興局長は、翌年度の4月末日までに、北海道子ども・家庭支援総合システムに事業の実績を登録しなければならない。ただし、やむを得ない事情に

よりに期日までに登録することが困難な場合は、事業実施報告書（別記様式4）に台帳の写しを添えて、翌年度の4月末日までに知事へ報告するものとする。

- 3 知事及び総合振興局長又は振興局長は、事業の実施に当たっては、申請者の個人情報保護に十分留意しなければならない。

第10 その他

本要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則 この要綱は、平成16年10月1日から施行し、平成16年4月1日以降に行った治療を対象として適用するものとする。

附 則 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成20年1月8日から施行する。

附 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成25年4月22日から施行する。

附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年1月20日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。